

第四十二号

介護保険法施行条例の一部改正について

介護保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年徳島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第二条の二 法第四十七条第一項第一号の規定により条例で定める基準該当居宅介護支援に従事する従業者の員数及び基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する基準については、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第三十条において準用する同令第二十九条第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

第五条中「及び本文の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号。以下「平成二十三年改正省令」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十三年改正省令第一条の規定による改正前の省令第百四十条の二十五」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（指定居宅介護支援事業者の指定等に係る申請者の基準）

第五条の二 法第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者については、法第七十九条第三項（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

（指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第五条の三 法第八十一条第一項の規定により条例で定める指定居宅介護支援に従事する従業者の員数及び同条第二項の規定により条例で定める指定居宅介護

支援の事業の運営に関する基準については、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第二十九条第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

第七条中「及び本文の規定によりその例によることとされる平成二十三年改正省令附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十三年改正省令第二条の規定による改正前の省令第六十一条」を削る。

第十四条中「二十四人以内」を「十二人以内」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(合議体を構成する委員の定数)

第十四条の二 法第百八十九条第三項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条の二ただし書及び第五条の三ただし書の規定は、この条例の施行の日前に整備した記録については、適用しない。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等について条例で定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。